

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 上下水道事業部
令和3年度分 必要に応じて令和4年度分
- 3 監査の着眼点 令和4年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和4年6月1日～令和4年7月15日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

(上下水道事業部)

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市上下水道事業部企業会計規程第6条は、「企業出納員及び現金取扱員は、善良に管理する者の注意をもって現金、たな卸資産その他の資産を取り扱わなければならない。」と規定し、同規程第95条第1項は、「物品取扱員は、主管の資産外物品を用途に応じて最も効率的な管理をしなければならない。」と規定している。

しかしながら、上下水道事業政策課、営業課、上水道事業課、下水道事業課及び下水道施設課が管理している備品について、33点を抽出して調査したところ、そのうち18点が廃棄済み又は廃棄済みと思われるにもかかわらず、固定資産の除却が行われず、固定資産台帳に記録されていた。このため、貸借対照表及び固定資産明細書に現在存在しない資産が計上されていた。

今後は、岐阜市上下水道事業部企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(2) 交通事故の防止について

令和3年4月から令和4年3月までの間に、公用車の後退時における事故が1件発生し、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。

後退時の安全確認の励行については、令和2年度の定期監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。

[意見事項]

(1) 交通事故の防止について

令和3年4月から令和4年3月までの間に、公用車の事故が3件発生した。

令和2年度においても5件の交通事故が発生しており、交通事故の防止について、より一層の指導徹底を図られたい。